

## 大野市電子入札公告共通事項

### 1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格確認申請書および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次(1)から(11)で掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

- (1) 審査基準日（事後審査型の場合にあっては、入札書を提出する時点。）時点において、大野市の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること。
- (2) 審査基準日時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始または再生手続開始の決定後に、大野市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (3) 審査基準日時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 審査基準日時点において、「大野市工事請負業者の指名停止に関する要綱」の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。
- (5) 審査基準日時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあっては、構成員の全て）。
- (6) 役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織）、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあっては、構成員の全て）。
- (7) 工事を的確かつ円滑に施工できる者であること。
- (8) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定す

る監理技術者をいう。以下同じ。) および現場代理人を適切に配置できる者であること。

(9) 審査基準日時点において、当該入札に参加しようとする他の者（共同企業体にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

ア 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）

イ 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

(10) 事業協同組合が入札に参加するときは、当該組合の組合員は単独で当該入札に参加することはできない。

(11) 審査基準日時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

### 3 資格の確認に関する事項

#### (1) 申請・確認手続等

入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者（当該者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）は、確認申請書等を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、第1順位の落札候補者のいずれもが確認を受けることができなかった場合は、次に低い価格で入札した者（当該者が複数ある場合はその全ての者）が同様の手続を行い、入札参加資格があることの確認ができるまで、同様の手続を行う。

#### (2) 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して（紙入札者に対しては、書面等により）通知する。

#### (3) 確認資料の作成

確認資料は、次に掲げるものとする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等

ウ 雇用関係が確認できる書類

#### (4) 確認申請書等の提出方法等

ア 提出方法

- (ア) 確認申請書の提出は、電子入札システムを使用して送信する方法により行うものとする。
- (イ) 確認資料の提出は、入札公告に定めるところにより、電子入札システムを使用して送信する方法または持参する方法により行うものとする。ただし、3(3)の各様式はすべて入札参加資格確認申請書と同時に電送により行うものとする。
- (ウ) 電送により行われた確認申請書等の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、イの提出場所に到達したものとみなす。なお、確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出することができない。
- (エ) 確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもののうち、大野市が発注する建設工事の入札参加資格者名簿に登載された代表者の名義で取得したもので、かつ、ICカード情報を大野市の電子入札システムに利用者登録したものとす

イ 提出場所

大野市役所 2階 行政経営部 総務課 契約管理室

ウ 提出期間

入札公告記載のとおりとする。

エ システム等により提出する申請書等の提出部数

1部とする。

(5) 入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（大野市の休日を定める条例（平成元年大野市条例第37号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に、説明を求める旨を記載した書面を、(4)イの提出場所に持参しなければならない。

ウ イの書面の提出があったときは、イに規定する提出期限の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 図面等の閲覧・配布

この入札に参加しようとする者は、入札に係る工事の設計書および図面の全部の写し（以下「図面等」という。）の閲覧をすることができる。

(1) 閲覧期間と場所

閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

(2) 図面等に関する質問

ア 設計図書等について質問がある場合は、質問書に記入の上、入札公告に示す期間及び場所において提出することができる。

イ 質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所において閲覧に供

する。

- (3) 設計図書等の複写について  
閲覧期間中、入札情報サービスシステムにより提供する。

## 5 入札の方法等

- (1) 紙による入札書の提出を代理人がしようとするときは、入札参加者の委任状が提出されていなければならない。
- (2) 特定の入札案件について構成される共同企業体（以下、これらを「企業体」という。）が入札参加者である場合、当該企業体の代表者は、あらかじめ当該企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状をすべての構成員（代表者を除く。）から徴し、入札執行者に提出しなければならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。
- (4) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の価格の入札がない場合には、1回に限り、再度の入札を行うことがある。

## 6 工事費内訳書の提出

- (1) 電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積を行っていないと認められる場合には、大野市契約規則（平成9年規則第8号。以下「契約規則」という。）第20条に該当する、又は、大野市入札心得に違反するとして、当該入札参加者の行った入札を無効とする場合があることや、入札手続き終了後、大野市建設工事等契約に係る指名停止等措置要領に基づく措置が行われる場合がある。
- (3) 工事費内訳書の様式は任意とするが、別に定める「工事費内訳書作成例」に準じて作成し、その記載内容は、最低限、閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額およびその算出の基礎となる工種・種別等の内訳（数量、単価、金額等）を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとする。
- (4) 工事費内訳書は、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後においては、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

## 7 入札保証金に関する事項

入札保証金に関する事項は、契約規則第10条から第14条に定めるとおりとする。

## 8 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第20条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 落札決定までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (3) 事前公表した設計価格を上回る入札
- (4) 最低制限価格を下回った入札
- (5) 市長が指定する入札方法に反した入札

## 9 入札の中止

入札参加者がいない場合は、当該入札の執行を中止するものとする。

## 10 落札者の決定方法

<事後審査型・価格競争の場合>

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

## 11 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約規則第34条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に該当する場合は、免除することがある。

## 12 支払条件

入札に係る工事の支払条件は、大野市工事請負契約約款に定めるとおりとする。

## 13 議会の議決

- (1) この入札に係る工事の契約が議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和41年条例第53号）第2条に規定する契約に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たときに、当該契約を本契約とみなす。
- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加資格を取り消されもしくは停止されている場合または大野市工事請負業者の指名停止に関する要綱の規定による指名停止もしくは指名除外の措置を受けた場合においては、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は、仮契約の解除について一切の損害賠償の責を負わない。

## 14 その他

- (1) 入札参加者は、契約規則及び大野市入札心得並びに大野市の指示事項を遵守しなければならない。
- (2) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約を締結するまでの間において、当該落札者が入札公告の4に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (3) 電子入札システムへのアクセスが集中することによりレスポンスが低下する

ことがあるため、入札書等の提出にあたっては十分な作業時間を確保すること。